

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

【更新】病院または診療所

<必要提出書類>

- ① 指定自立支援医療機関指定更新申請書（病院又は診療所）
- ② 誓約書
- ③ 自己点検表（別添）

<留意点>

- ・ 指定登録は、6年間有効です。
引き続き、登録を希望する場合は更新申請手続きが必要となります。有効期間が到来する1か月前に更新申請に関するお知らせを送付します。
- ・ 精神通院医療の指定登録等は大分県が行います。

【 問い合わせ先 】

〒870-8504

大分市荷揚町2番31号

大分市役所 障害福祉課 医療・手当給付担当班

TEL：097-534-6111（内線 1444）

FAX：097-537-1411

**指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（病院又は診療所）**

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	電話番号		
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
標榜している診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師又は 歯科医師の氏名			自立支援医療を行う ために必要な体制及 び設備の変更の有無	有 ・ 無
自立支援医療を行うための入院設備の 定員		人		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">大分市長 殿</p>				

- ※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない部分を二重線で消去すること。
- ※ 誓約書を添付すること。
- ※ 既に指定を受けている内容に変更があった場合は、更新申請書等とあわせて変更の届出等を行うこと。

(誓約書)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

大分市長 殿

開設者
住所
氏名又は名称

下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に該当しないことを誓約します（役員含む）。

記

(誓約項目) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

- 1 第4号関係 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
 - 2 第5号関係 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
 - 3 第6号関係 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。
(1)指定を取り消された者が法人である場合 取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
(2)指定を取り消された者が法人でない場合 取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
 - 4 第8号関係 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。
 - 5 第9号関係 申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。
 - 6 第10号関係 第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。
 - 7 第11号関係 申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。
 - 8 第12号関係 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。
 - 9 第13号関係 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。
-

